

件名：スペインにおける新型コロナウイルスの発生状況について（3月13日）

☆☆☆☆☆ご不明な点がありましたら在スペイン大使館までご連絡下さい☆☆☆☆☆

【本日の新規事項概要】

- ◆ 本日、サンチェス西首相が会見を行い、明日（14日）の臨時閣議で「警戒事態」（estado de alarma）を宣言する政令を発出するとの発表を行いました。明日、具体的な措置についてもあわせて発表される予定です。
- ◆ カタルーニャ州政府は、3月12日、バルセロナ県イグアラダ市及びその周辺3市に対する封鎖措置を実施する旨発表しました。現在、救急等の理由を除き、これらの地区から出ることが禁止されていますので、ご注意ください。
- ◆ マドリード州政府は、明日（14日）以降、スーパー等の食料品店、薬局等以外の商業施設を一時的に閉鎖すると決定しました。ご注意ください。
- ◆ 本日、バスク州政府は、外出制限措置を可能とする衛生緊急事態を宣言しました。
- ◆ 本日、ムルシア州政府は、カルタヘナ市、サン・ハビエル市、サン・ペドロ・デル・ピナタル市、ラ・ウニオン市、ロス・アルカサレス市、マサロン市、アギラス市における外出制限措置を決定しました。
- ◆ 3月13日13時現在、スペイン全土の感染者数は累計で4,209人（死亡120人）。本日の感染者数の増加は1,259名となっており、前日比+42.7%と引き続き感染者数の伸びが大きくなっておりま

●●●本日の新規事項●●●

コロナウイルス感染症に関する当地の最新情報を以下のとおりお送りいたします。

1 サンチェス首相の「警戒事態」宣言に関する発表

（1） 本日（13日）、サンチェス首相は首相府にて記者会見を行い、明日（14日）の臨時閣議において、憲法第116条第2項の発動による15日間有効の「警戒事態」（Estado de alarma）宣言をスペイン全土に発出するとの発表を行いました。

（2） 同宣言は、大規模な災害や感染症等の衛生上の危機的状況等に際して発出することができるものです。同「警戒事態」宣言の発出による具体的な措置については、明日発表される見込みです。

2 カタルーニャ州政府の発表

（1）カタルーニャ州政府は、3月12日午後9時、バルセロナ県のイグアラダ（Igualada）、オデナ（Odena）、ビラノバデカミ（Vilanova de Cami）及びサンタマルガリーダデモンブイ（Santa Margarida de Montbui）に対する封鎖措置を実施する旨発表しました。

（2）これは、イグアラダ地区に所在する病院において、58人の新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴う措置です。

(3) 現在、救急等の理由を除き、これらの地域から出ることが禁止されていますので、ご注意ください。また、観光等で当該地区に渡航し、今回の措置のため当該地区から出られなくなっている方がおられましたら、当館までご連絡ください。

(本件に関してのお問い合わせ先)

○在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：

http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 マドリード州政府の発表

明日（14日）以降、スーパー等の食料品店、薬局等以外の商業施設を一時的に閉鎖すると決定しました。レストラン、バル等の飲食店も対象に含まれますところ、ご留意頂けますと幸いです。

(マドリード州政府措置参考 URL)

<https://www.comunidad.madrid/notas-prensa/2020/03/13/comunidad-madrid-ordena-cierre-establecimientos-comercios-alimentacion-primera-necesidad>

4 バスク州政府の発表

本日、バスク州政府は、外出制限措置を可能とする衛生緊急事態を宣言しました。今後も州政府の発表にご注意ください。

5 ムルシア州政府の発表

本日、ムルシア州政府は、カルタヘナ市、サン・ハビエル市、サン・ペドロ・デル・ピナタル市、ラ・ウニオン市、ロス・アルカサレス市、マサロン市、アギラス市における外出制限措置を決定しました。

6 スペインにおける最新の感染者数情報

3月13日13時、スペイン政府は、スペインで発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者数が4,209人（前日比+1,259名、42.7%増）に達した旨発表しました。各州における感染者数の詳細は以下のとおりです。マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州等を中心に、多くの地域において感染者数が大幅に増えております。

<感染者数の州別内訳（累計）> 計17州及び自治都市：4,209人（死亡120人）

マドリード州：1,990人、バスク州：417人、カタルーニャ州：316人、ラ・リオハ州：243人、アンダルシア州：219人、カスティーリャ・ラ・マンチャ州：194人、カスティーリャ・レオン州：169人、ナバラ州：130人、バレンシア州：94人、ガリシア州：85人、アラゴン州：80人、カナリア州：70人、アストゥリアス州：67人、エストレマドゥーラ州：39人、ムルシア州：35人、バレアレス州：30人、カンタブリア州：29人、メリリャ自治都市：2人

●○●注意事項一般●○●

1 旅行者に対する入国制限や入国後の行動制限、生活上の規制に関する情報

(1) 現在のところ、スペインに到着した渡航者に対する検疫措置や特別管理措置は実施されておられません。

(2) 本日、サンチェス西首相の記者会見にて、同首相からも、高齢者の方、持病をお持ちの方は厳に不要な外出等を避け、若者を中心にその他の方々におかれても、重症となる可能性は低いものの、コロナウイルスの保菌者となり、感染を拡大させることがないように責任のある行動をとるべきという趣旨の発言がありました。手洗い等の予防措置に加え、ご留意願います。

2 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を1メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もありますところ以下のスペイン保健省のホームページより確認の上、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100019059.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・ 部屋を分けましょう
- ・ 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・ マスクをつけましょう。
- ・ こまめに手を洗いましょう。
- ・ 換気をしましょう。
- ・ 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・ 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3 その他生活上の注意点等

(1) 手洗い・咳エチケットの励行，人混みを避ける等の新型コロナウイルス感染に対する適切な対応をお願いいたします。

(2) スペインでも感染者数の増加とともに食料やその他生活用品の買い占めの動きがあります。明日以降在留邦人の方々におかれては焦らずご対応頂けますと幸いです。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話：+(34)-91-590-7600（代表），+(34)-91-590-7614（領事部直通）

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。